



白神ねぎのん ©能代市

離婚届を出された方へ

問い合わせ 市民保険課☎0185-89-2133

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当	済
	必要なもの	✓	✓
国民年金に加入されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
これまで配偶者の被扶養者（第3号被保険者）だった方は、総合窓口⑩～⑫番で第1号被保険者への変更手続きをしてください。	☐ 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）またはマイナンバー（本人） ☐ 資格喪失証明書		
年金を受給されている方・これから受給される方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
国民年金・厚生年金をお受け取りの方、これから受け取る方は手続きが必要な場合がありますのでお尋ねください。	☐ 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）またはマイナンバー（本人）		
国民健康保険に加入されている方	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
住所・氏名・世帯主等の変更がある場合、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。	☐ マイナンバー（本人・世帯主） ☐ 使用していた資格確認書等		
これまで配偶者の被扶養者だった方で、国民健康保険に加入する場合、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。	☐ 資格喪失証明書 ☐ マイナンバー（本人）		
後期高齢者医療制度に加入されている方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
住所・氏名の変更がある場合、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。（資格確認書等は郵送します。）	☐ 変更前の資格確認書等 ☐ マイナンバー（被保険者）		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
住所・氏名の変更がある場合、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。（被保険者証は郵送します。）			
福祉医療費受給者証(マル福カード)をお持ちの方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
ひとり親家庭の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の医療費助成制度（マル福）があります（所得制限あり）。 ・能代市の国保加入者→総合窓口⑩～⑫番で手続き ・社会保険加入者→市民保険課①～④番で手続き ※健康保険が変更となる場合、受給者の資格確認書等（変更後のもの）が発行されてから、後日手続きをしてください。 申請期限：令和 年 月 日（ ）まで ※上記以降も手続きは可能ですが、手続きが遅れる場合は事前にご連絡ください。	☐ 子どもの資格確認書等 ☐ 令和（ ）年度所得課税証明書 必要人：（ ） ☐ 同意書（マイナンバー利用による所得照会） 必要人：（ ） ☐ マイナンバー 必要人：（ ）		

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
印鑑登録されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
氏が変更になった方で、変更前の氏を含む印鑑を登録している方は、登録が廃止されますので、印鑑登録証を総合窓口⑩～⑫番へ返却してください。	☐ 印鑑登録証		
マイナンバーカード(個人番号カード)、住基カードをお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
住所・氏名が変更になる場合は、総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。各種カードに新住所等の記録・記載を行います。 ※通知カードは令和2年5月25日以降、追記欄への記載は行っておりません。 ※当日お忘れの場合は、後日手続きをしてください。	☐ 所有している各種カード ☐ 委任状（代理人が手続きする場合）		
【マイナポータルで公金受取口座を登録されている方】 氏が変更になる場合は、金融機関で口座名義の変更をしていただいた後に、マイナポータルでの手続きをしてください。 マイナポータル手続き方法→ マイナポータルログイン→			
身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)・障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
住所・氏名の変更がある場合、福祉課⑪～⑫番で手続きをしてください。	☐ 各種手帳、受給者証 ☐ 印鑑 ☐ マイナンバー		
特別児童扶養手当を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
手続きが必要な場合がありますので、福祉課⑪～⑫番でご確認ください。			
児童手当を受給されている方	子育て支援課 子ども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
子育て支援課で手続きをしてください。	【受給者が変更になる場合】 ☐ 請求者の通帳またはキャッシュカード ☐ 請求者の資格確認書等（市国保の方は不要） ※3歳未満の児童がいる場合のみ必要 ☐ マイナンバー（請求者）		
児童扶養手当を認定申請する方	子育て支援課 児童家庭福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2947		
児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）を育てている父子家庭の父、母子家庭の母には児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。 子育て支援課で手続きをしてください。	☐ 戸籍謄本（請求者と児童の分） ※父母の離婚の記載がある戸籍謄本が必要です。 ☐ 請求者の年金手帳 ☐ 請求者の通帳またはキャッシュカード ☐ マイナンバー（請求者と児童の分） ※請求者と児童以外で、同じ住所に住んでいる方（受給者の父母兄弟姉妹等）がいらっしゃれば、その方のマイナンバーも必要です。 ☐ 本人確認できるもの		

